

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処会計課長 早坂勝之

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	数量	単位	納地
重油1種1号	小型ローリー	40,000	L I	陸上自衛隊苗穂分屯地
重油1種1号	大型ローリー	40,000	L I	陸上自衛隊苗穂分屯地

(2) 納期：令和6年3月29日（金）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争資格「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争加資格を有する者であること。

(入札時、資格審査結果通知書（写）を提出する。)

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しないものであること。

(6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品等の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品等の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び入札心得については、陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 会計課に掲示する。

4 入札説明会

実施しない。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場所：陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティセンター

(2) 日時：令和6年2月7日（水） 11時00分～（10時45分から入室可）

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）

(2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。)

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 次の文面を記載していない入札書による入札 **「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約致します。」と記載すること。**

8 契約書

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団に関する特約条項を付する。

9 落札決定方式

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載する。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

10 その他

- (1) 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札があった場合、令和6年2月15日（木）10時00分に執行する。
- (2) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「重油1種1号ほか1件入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて令和6年2月6日（火）17時までに苗穂分屯地苗穂支処会計課に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行なうこと。なお、再度入札の場合、令和6年2月14日（水）17時までに苗穂分屯地苗穂支処会計課に必着させること。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北海道補給処 苗穂支処 会計課（担当：中村）
TEL 011-711-4251（内線571）

- (6) 仕様・規格に関する問合せ先

陸上自衛隊北海道補給処 苗穂支処 補給班（担当：松坂）
TEL 011-711-4251（内線522）

11 公告提示場所及び期間

- (1) 掲示場所：苗穂分屯地、島松駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、東千歳駐屯地、札幌商工会議所、北海道補給処ホームページ<http://www.mod.go.jp/g sdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間：令和6年1月22日～令和6年2月7日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。